

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和3年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分)	25,415千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	489,351千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	70,756	41,405		3	2,417	26,931
	障害者福祉事業	59,528	39,545		1,400	1,531	17,052
	高齢者福祉事業	30,470	17,401		2,806	846	9,417
	福祉医療給付事業	9,956	4,822			423	4,711
	児童福祉事業	33,240	21,402		614	924	10,300
	小計	203,950	124,575		4,823	6,141	68,411
社会保険	国民健康保険事業	17,072	6,997			830	9,245
	介護保険事業	85,230	4,681			6,634	73,915
	後期高齢者医療保険事業	73,414	12,560			5,012	55,842
	小計	175,716	24,238			12,476	139,002
保健衛生	成人保健事業	9,858	556		1,890	610	6,802
	母子保健事業	434				36	398
	感染症予防事業	14,719	10,498			348	3,873
	医療確保事業	84,674		14,200		5,804	64,670
	小計	109,685	11,054	14,200	1,890	6,798	75,743
合計	489,351	159,867	14,200	6,713	25,415	283,156	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。